

防災環境向上地区が指定されました(東京都防災都市づくり推進計画)

1 防災環境向上地区の指定

令和7年3月に東京都が改定した防災都市づくり推進計画において、本市では以下が指定されました。

木造住宅密集地域	震災時に延焼被害の恐れがある老朽木造住宅が密集している地域(本市は 11 地区指定)
防災環境向上地区	木造住宅密集地域等のうち、局所的に対策が必要な地区(新規)

(1)本市における「防災環境向上地区」の指定

指定された地区	
① ひばりが丘北四丁目	④ 北原町一丁目・泉町一丁目
② 住吉町四丁目	⑤ 中町五丁目
③ 泉町五丁目	⑥ 南町一丁目・南町二丁目

(参考)防災環境向上地区の指定基準

次のいずれかに該当する地区(町丁目を基本単位とする)

(1) 整備地域に該当する区域以外で、(a)から(e)に掲げる全ての基準に該当する地区

(a) 補正不燃領域率が 60%未満

(b) 住宅戸数密度が 55 世帯/ha 以上

(c) 住宅戸数密度(3階以上共同住宅を除く)が 45 世帯/ha 以上

(d) 想定平均焼失率(都方式)が 20%以上

(e) 総合危険度4以上

(都が整備の必要性を確認した町丁目を除く)

(2) 整備地域及び(1)に該当する区域以外で、総合危険度5に相当する地区 ※本市は該当なし

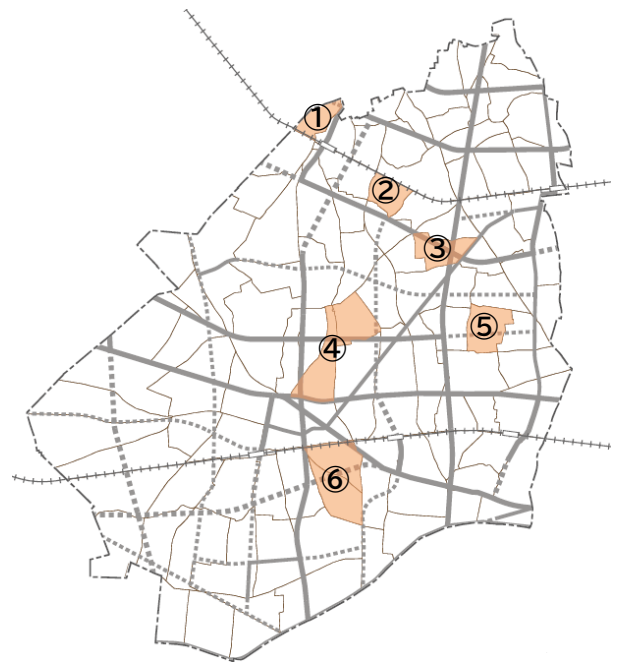


図 本市における地区指定

(2)計画において示された、指定された地区への方針

防災生活道路の整備	： 緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が行えるように道路の拡幅整備を支援することで、防災性の向上を図る。
公園・広場等の整備	： 公園・広場等の空地の適切な整備を支援することで、市街地の延焼の拡大を防止する。
建築物の不燃化	： 建替え後は原則として、新たな防火規制区域の指定を誘導し、燃えないまちに造り変えていく。
建築物の耐震化	： 旧耐震建築物等の建替えや耐震改修による耐震化を誘導することで、人的被害の軽減、市街地火災の延焼拡大を防止する。
規制誘導策の活用	： 市街地の状況に応じて、地区計画又は用途地域により敷地面積の最低限度を定めることとし、敷地の細分化を防止する。 地域の課題解決に必要な事項を地区計画等に位置付け、市街地の防災性の向上を図る。

2 今後の取組

本市の防災環境向上地区は、落ち着いた住環境を有している地区であり、その現在の魅力を維持しつつ、老朽建築物の建替え、不燃化の促進、耐震改修による耐震化、公園及び道路網の整備等を検討し、必要な整備を実施することで、防災性の向上を図ります。



図 建築物の不燃化のイメージ

お問い合わせ

■ 西東京市 まちづくり部 都市計画課

☎ 042-438-4050